

資料 1

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う
個人情報保護制度の見直しについて
(答申) (案)

令和 4 年 8 月 日

愛知県個人情報保護審議会

目 次

検討に当たっての基本的考え方	2
第1 条例で定めることが法律上必要な事項	3
1 開示請求にかかる手数料	3
2 行政機関等匿名加工情報にかかる手数料	4
第2 条例で定めることが法律上許容されている事項	6
1 条例要配慮個人情報	6
2 個人情報ファイル簿	7
3 不開示情報の範囲	9
4 開示決定等の期限	10
5 審議会への諮問	11
第3 その他の事項	12
1 死者の情報	12
2 口頭請求	13
愛知県個人情報保護審議会委員名簿	14
審議経過	14

検討に当たっての基本的考え方

令和 3 年 5 月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）においては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）を改正し、法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとした。

こうした中、愛知県個人情報保護審議会は、法改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、令和 4 年 5 月 19 日、愛知県知事から諮問を受けた。

改正法は、地方公共団体の個人情報保護制度について全国共通ルールを定めるものであるが、中には地方公共団体の条例で定めが必要とされた事項や条例で定めることが許容された事項等があることから、これらの点について、当審議会の意見を求めるものである。

当審議会においては、今回の法改正が開示請求を行う者等にとって不利益とならないようにすること、法改正に伴い事務が重複することのないよう合理化を図ること、平成 4 年に制定された愛知県個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）の下でこれまで培ってきた知見を生かすことという基本的な考え方に基づき、検討した。

第1 条例で定めることが法律上必要な事項

1 開示請求にかかる手数料

現行どおり開示請求手数料は無料とし、別途、写しの交付に要する費用の実費を徴収することが適当である。

(1) 法の規定

法第89条第2項は、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」と規定し、同条第3項は、「手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」と規定している。

この規定について、個人情報保護委員会が作成した個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関編)(以下「ガイドライン」という。)は、「地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること(例えば、従量制とすること。)や手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること。)も可能である。」としている。

また、個人情報保護委員会事務局が作成した個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関編)(以下「Q&A」という。)は「コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。」としている。

(2) 検討

現行条例においては、開示請求の手数料は徴収せず、写しの交付の方法により開示を受ける者は、現行条例第27条により写しの作成及び送付に要する実費相当額の費用を負担することとしている。

現行条例の下で徴収していない開示請求手数料について法改正を機に徴収する合理的な理由はなく、開示請求手数料を徴収することは、開示請求をする者にとって不利益となるおそれがある。

ガイドラインやQ&Aは、手数料を無料とし、別途実費徴収することを許容していることから、現行条例のとおり、開示請求手数料は無料とし、写しの交付の方法により開示を受ける者は、写しの作成及び送付に要する実費相当額の費用を負担するとするのが適当である。

【参考】写しの作成に要する費用の額の定め(告示)(主なもの)

- ・文書等 白黒コピー1枚 10円、カラーコピー1枚 50円
- ・電磁的記録 CD-R1枚 70円

2 行政機関等匿名加工情報にかかる手数料

政令に示された標準額に基づき、行政機関等匿名加工情報にかかる手数料を定めることが適当である。

(1) 法の規定

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報ファイルにつき、特定の個人を識別することができないように加工した情報である。

行政機関等匿名加工情報提供制度とは、行政機関等匿名加工情報を事業者に提供し、事業者が当該情報を活用することにより、新たな産業の創出、活力ある経済社会、豊かな県民生活の実現に資する制度である。

法第119条第3項では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないとし、同条第4項では、既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参照して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないとしている。

また、Q&Aでは、行政機関等匿名加工情報の手数料について政令に規定する標準額と異なるものを定める場合には、地方公共団体の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由が必要になるとしている。

(2) 検討

愛知県において、政令で定める標準額と異なる金額を定めるだけの地域の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由はないと考えられることから、政令に示された標準額に基づき、行政機関等匿名加工情報の手数料を定めることが適当である。

なお、行政機関等匿名加工情報提供制度の導入に当たり、制度の周知や行政機関等匿名加工情報に係る提案の審査を適切に行うとともに、行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合には、安全性の確保に十分配慮し、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に運用することが望まれる。

【参考】個人情報の保護に関する法律施行令第31条

- ・行政機関等匿名加工情報の基本事務料 21,000円
- ・行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1時間までごとに3,950円
- ・行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（委託する場合）
- ・既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結してい

ない者が当該行政機関等匿名加工情報の利用を希望する場合の手数料額
当該行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を最初に行った者の手数
料額と同一

・既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結した者
が、当該行政機関等匿名加工情報について、異なる利用目的での利用や当
初の期間を超えた利用を希望する場合の手数料額 12,600 円

第2 条例で定めることが法律上許容されている事項

1 条例要配慮個人情報

要配慮個人情報として現行条例に規定されているものは法に全て規定されているため、条例要配慮個人情報は規定しないことが適当である。

(1) 法の規定

法第2条第3項によれば、要配慮個人情報とは、本人の入種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

一方、法第60条第5項によれば、条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(2) 検討

要配慮個人情報として現行条例に規定されているものは法に全て規定されており、愛知県において、要配慮個人情報についての地域の特性その他の事情は特に見受けられないので、条例要配慮個人情報を規定する必要性は認められない。

2 個人情報ファイル簿

法の規定のとおり、個人情報ファイルのうち本人が1,000人以上のものについて個人情報ファイル簿を作成し、個人情報取扱事務登録簿は作成する必要はない。

(1) 法の規定

法第75条第1項によれば、行政機関の長等は、保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用目的、事務をつかさどる組織の名称、記録項目、記録される個人の範囲、個人情報の収集方法、要配慮個人情報が含まれるときはその旨等を記載した個人情報ファイル簿を作成及び公表しなければならないとしている。

ただし、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては法第75条第2項第1号、第74条第2項第9号、政令第20条第2項の規定により個人情報ファイル簿の作成及び公表が不要となる。

一方、法第75条第5項は、個人情報ファイル簿とは別に個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないとしている。

(2) 検討

個人情報ファイル簿を作成及び公表する趣旨は、行政機関等が保有する個人情報について、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとに保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識できるようにすることにある。

一方、現行条例では、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しているところ、個人情報取扱事務登録簿を作成し、閲覧に供する趣旨は個人情報ファイル簿を作成及び公表する趣旨と同様である。

また、個人情報取扱事務登録簿の記載事項は、事務の名称、目的、事務をつかさどる組織の名称、個人情報の項目、個人情報の対象者の範囲、個人情報の収集先、要配慮個人情報の有無等であり、個人情報ファイル簿の記載事項と同様である。

このように、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿は、趣旨と記載事項が共通していることから、個人情報ファイル簿を作成及び公表することに加えて個人情報取扱事務登録簿を作成し、閲覧に供することは必要性が乏しい反面、事務作業の重複となり、事務の効率性を低下させかねない。

なお、本人の数が 1,000 人未満の個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿が作成されないことになるが、愛知県が管理している行政文書の名称等の情報を記載した行政文書ファイル管理簿により小規模ファイルの所在を確認し、開示請求、訂正請求、利用停止請求を行う手がかりとすることは可能である。

さらに、個人情報取扱事務登録簿の有無にかかわらず、法第 66 条第 1 項の規定に基づいて、愛知県が保有する全ての個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講ずることにより、個人情報を適正に取り扱うことはできる。

よって、法の規定のとおり個人情報ファイルのうち本人の数が 1,000 人以上のものについて個人情報ファイル簿を作成し、個人情報取扱事務登録簿は作成する必要はない。

3 不開示情報の範囲

情報公開条例の規定との整合を図る規定は設けないことが適当である。

(1) 法の規定

法第78条第2項は、法が開示としている情報であって情報公開条例で不開示とされている情報について、情報公開条例との整合を図るために、不開示とするとができるとし、また、法で不開示とされている情報であつて情報公開条例で開示することとされている情報を開示することができるとしている。

(2) 検討

愛知県情報公開条例第7条第1号の法令秘等情報に相当する規定は法には置かれていないが、法令秘等情報として不開示になる情報について実質的に判断すれば、法第78条第1項各号のいずれかの類型に該当するといえる。また、愛知県情報公開条例第7条第2号から第6号までの不開示情報は、法により不開示情報とされている。したがって、愛知県情報公開条例で不開示とされている情報は全て法で不開示とされているといえることから、愛知県情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする規定を設ける必要はない。

また、法第78条第1項各号の規定により不開示とされている情報であつて愛知県情報公開条例で開示することとされている情報は存在しないことから、愛知県情報公開条例と整合性を図るために開示とする規定も設ける必要はない。

4 開示決定等の期限

開示決定等の期限について、現行条例と同じ規定（15日以内）を設けることが適当である。

（1）法の規定

法第83条第1項は、開示請求があった場合の開示決定等の期限を30日以内と規定しているが、法第108条は、保有個人情報の開示等の手続に関する事項について法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げないとしている。

（2）検討

現行条例は、開示決定等の期限を15日以内としているところ、これを法第83条第1項の規定により30日以内に伸長することは、開示請求を行う者にとって不利益となり、期限を伸長する合理的な理由はない。

したがって、開示決定等の期限について、現行条例と同じ規定（15日以内）を設けることが適当である。

なお、法は、訂正請求、利用停止請求があった場合の決定期限について30日以内としているところ、現行条例も同じく30日以内としていることから、訂正請求、利用停止請求があった場合の期限については、条例で規定する必要はないとするのが適当である。

5 審議会への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは愛知県個人情報保護審議会に諮問することができる規定を置くことが適当である。

(1) 法の規定

法第129条は、地方公共団体が、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができるとしている。

(2) 検討

法改正後も愛知県が個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴く必要があると考えられる。

愛知県個人情報保護審議会は平成4年に設置されてから今日に至るまで、30年にわたり個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べてきており、専門的な知見が蓄積されているため、意見を聴く機関として適切である。

したがって、個人情報の適正な取扱いを確保するため、愛知県個人情報保護審議会に諮問することができる規定を置くことが適当である。

なお、愛知県個人情報保護審議会の権限を明確にするため、審議会への諮問事項を条例において明記することが望まれる。

第3 その他の事項

1 死者の情報

死者の情報について、愛知県独自の規定は設けないことが適当である。

(1) 法の規定

法第2条は、「個人情報」とは生存する個人に関する情報であるとしている。ガイドラインによれば、個人情報の定義の統一は令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできないとしている。

(2) 検討

ガイドラインによれば、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護を受けるとしている。したがって、死者の情報を保護の対象から除外していない現行条例における取扱いと法改正後の取扱いに変更はないといえる。

よって、死者の情報について愛知県独自の規定は設けないことが適当である。

2 口頭請求

条例により、口頭で試験結果等を閲覧することができる制度を設けることが適当である。

(1) 法の規定

法には、口頭請求についての規定はない。

個人情報保護委員会事務局が作成した個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）には次のように記載されている。

「開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。そのため、口頭による開示請求は認められない。なお、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的であるとして法第 69 条第 1 項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法 69 条第 2 項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。」

(2) 検討

現行条例は、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、口頭により開示請求できるとしている。

そして、令和 4 年 4 月現在、准看護師試験始め 65 試験についての得点、順位などが口頭で請求できる個人情報として指定されており、毎年 1,000 件以上の利用実績がある。

法第 77 条第 1 項の規定により、開示請求は、書面を提出してしなければならないものとされたが、開示請求とは別に本人に対して保有個人情報を提供することは否定されていない。試験結果の簡易な開示の仕組みは、広く利用され一般に定着しているといえることから、法の規定に反しない限りでこの仕組みを維持することが相当である。

したがって、条例により、口頭で試験結果等を閲覧することができる制度を設けることが適当である。

愛知県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	職 名	備 考
いしづき　みつえ 石附　満江	愛知県生活学校運動推進協議会会長	
しまだ　よしゆき 島田　佳幸	中日新聞社論説室論説主幹	
ばんどう　としゆき 坂東　俊幸	名古屋商工会議所総務管理部長	
ばんの　きみお 阪野　公夫	弁 護 士	会長代理
むらせ　ももこ 村瀬　桃子	弁 護 士	会長
もり 森　まどか	中京大学法学部教授	
やすだ　たかみ 安田　孝美	名古屋大学大学院情報学研究科教授	

審議経過

開催日	主な審議事項
令和 3 年 4 月 28 日 (水)	法改正の概要の報告
令和 3 年 7 月 19 日 (月)	法改正の概要の報告
令和 4 年 5 月 12 日 (木)	条例改正を要する事項等の概要説明
令和 4 年 5 月 19 日 (木)	質問
令和 4 年 6 月 13 日 (月)	条例改正を要する事項等の審議
令和 4 年 8 月 4 日 (木)	答申案の検討
令和 4 年 8 月 日 ()	答申